

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	88	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・整備新幹線等の鉄道の建設、保有・貸付け、譲渡・資金回収等 ・鉄道整備を行う鉄道事業者に対する補助金の交付等 ・旧国鉄の地位の承継に伴う費用の支払等 ・内航船舶の共有建造、技術支援等 						
沿革	昭34.6 国内旅客船公団 → 昭36.4 特定船舶整備公団 → 昭41.12 船舶整備公団 廃止 昭62.4 新幹線鉄道保有機構 廃止 → 平3.10 鉄道整備基金 → (*1) (*1) → 平9.10 運輸施設整備事業団（平13.3 造船業基盤整備事業協会の一部業務移管） 昭39.3 日本鉄道建設公団（平10.10 日本国有鉄道清算事業団の一部業務移管） (*2) → 平15.10 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 廃止 → (*2)						
中期目標期間	平成25年4月～平成30年3月（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）	13		13	13	13	[1] (5)	
常勤役員数	13		13	13	13	13	
非常勤役員数	0		0	0	0	0	
常勤職員数[官庁0B]（現役出向）（4/1時点）	1,593		1,590	1,597	1,612	[0] (102)	
うち間接部門	155		145	148	145		
うち事業部門	1,438		1,445	1,449	1,467		
非常勤職員数（官庁〇B）（4/1時点）	149 (0)		185 (0)	209 (0)	184 (0)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）	113.0 (113.6)		112.8 (113.6)	116.2 (117.2)	— (—)		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）	— (—)		— (—)	— (—)	— (—)		
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度			
国からの 財政支出額 の推移 （百万 円）	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算		
	一般会計（百万円）	129,279	98,433	94,634	92,339		
	うち運営費交付金	529	522	435	225		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	126,249	97,814	94,199	92,114		
	うち委託費	—	97	—	—		
	うち出資金	2,500	—	—	—		
	特別会計（特会名）（百万円）	—	—	—	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	計	129,279	98,433	94,634	92,339		
支出額の推移（百万円）	2,025,822	3,660,679	1,811,763	1,871,832			
収入額の推移（百万円）	1,956,830	3,532,784	1,776,875	1,833,939			
国の財政支出/収入額（％）	6.6	2.8	5.3	5.0			
財務データ （平成24年度、百万 円）	資産合計	11,018,215	うち流動資産	4,644,374			
	負債合計	9,643,265	純資産合計	1,374,950	うち利益剰余金	884,261	

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	88	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容 及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
鉄道建設等業務 (整備新幹線建設事業)	<p>①全国新幹線鉄道整備法に基づき、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展と国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的として、新幹線鉄道に係る鉄道施設を建設。</p> <p>②全国新幹線鉄道整備法(全幹法)に基づき、国土交通大臣が整備計画を決定し、機構に対し建設の指示を行った後、機構が整備計画に基づいて作成した工事実施計画を認可申請し、これを国土交通大臣が認可し、事業を実施。(全幹法第7条～9条、機構法第12条第1項第1号)</p>	285,644	合計	295,926	一般財団法人経済調査会	72	
			国費	一般財団法人建設物価調査会	4		
				財団法人民事法律協会	6		
				一般財団法人日本気象協会	14		
				一般財団法人日本建設情報総合センター	7		
				一般社団法人北海道環境保全協会	175		
			自己収入	助成勘定より受入※	140,931	公益財団法人鉄道総合技術研究所	1,398
				地方公共団体建設費負担金	81,265	公益財団法人富山県文化振興財団	160
				業務収入	42,630	公益財団法人北海道埋蔵文化財センター	137
				借入金等	31,100	財団法人建設工学研究振興会	12
※助成勘定が受け入れた国費等を繰り入れている			68,500	財団法人長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化センター	9		
・新幹線鉄道整備事業資金受入			72,431	社団法人日本トンネル技術協会	29		
				社団法人富山県公共福祉登記土地家屋調査士協会	3		
鉄道建設等業務 (民鉄線事業) 【経過業務】	<p>①大都市圏において、輸送力の増強と通勤・通学の混雑率緩和を目的として、民鉄線の建設及び大改良を実施。</p> <p>②国土交通大臣の工事実施計画の指示を受けて、旧日本鉄道建設公団(旧公団)が鉄道施設の建設又は大改良を行っていたもののうち、機構及び鉄道事業者等の協議により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、当該事業が終了するまでの間なおその効力を有し、当該鉄道施設の建設又は大改良を引き続き実施。</p> <p>なお、「特殊法人整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)」に基づき、新規採択を行わないこととしている。 (機構法附則第11条第4項、旧公団法第22条)</p>	6,175	合計	6,081			
			国費				
				自己収入	借入金等	6,081	

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額(百万円) (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円)(平成24年度)			
			内訳(名称)	(額)	法人名	額		
鉄道建設等業務 (都市鉄道利便増進事業)	①都市鉄道等利便増進法に基づき、都市鉄道の既存ストックを有効活用しつつ速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的として、連絡線等の施設を建設。 ②都市鉄道等利便増進法(利便法)に基づき、機構が整備構想を、鉄道営業主体が営業構想を作成。これらを国土交通大臣が認定した後、機構及び鉄道営業主体が協議により速達性向上計画を作成。これを国土交通大臣が認定したうえで、事業を実施。 (利便法第4条、第5条、機構法第12条第1項第5号、機構法施行令第3条第6号)	11,339	合計	11,275	社団法人日本トンネル技術協会	21		
			国費					
				自己収入	借入金等	3,900		
					地方公共団体建設費補助金	3,776		
	助成勘定より受入※	3,599						
			※助成勘定が受け入れた国費を繰り入れている ・都市鉄道利便増進事業費補助受入 3,599					
鉄道建設等業務 (整備新幹線建設推進高度化等事業)	①整備新幹線の未着工区間において、着工後の新幹線建設のスムーズな進捗やコスト縮減などを図ることを目的として、設計施工法等の調査を実施。また、新幹線と在来線の直通運転を実現し、整備新幹線の高速化効果を他の地域に浸透させることを目的として軌間可変電車(フリーゲージトレイン)の技術開発調査を実施。 ②全国新幹線鉄道整備法(全幹法)に基づき、国土交通大臣が整備計画を決定し、機構に対し建設の指示を行った新幹線鉄道の路線のうち、国土交通大臣が工事実施計画の認可をしていない路線について、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金要綱を定め、これにより機構が事業を実施。 (全幹法第7条、第8条、機構法第12条第1項第1号)	3,688	合計	3,553	一般財団法人運輸政策研究機構	95		
			国費			公益財団法人鉄道総合技術研究所	100	
				自己収入	助成勘定より受入※	3,553		
			※助成勘定が受け入れた国費を繰り入れている ・整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金受入 3,553					
鉄道建設等業務 (新線等調査事業)	①中央リニアの整備に必要な基礎資料等の作成に資する中央リニア調査及び都心一空港・郊外直結鉄道の整備に必要な基礎資料等の作成に資する都心直結線調査を実施。 ②中央リニア調査及び都心一空港・郊外直結線調査は、新線調査費等補助金交付要綱を定め、これにより機構が事業を実施。 (機構法第12条第3項第2号)	28	合計	28	社団法人日本トンネル技術協会	24		
			国費			公益財団法人鉄道総合技術研究所	17	
				自己収入	助成勘定より受入※	28		
			※助成勘定が受け入れた国費を繰り入れている ・新線等調査費補助金受入 28					

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額(百万円) (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円)(平成24年度)	
			内訳(名称)	(額)	法人名	額
鉄道建設等業務 (貸付鉄道施設改修事業)	<p>①機構が建設した青函トンネルは、北海道・本州間を結ぶ唯一の陸路であり、その維持・活用を将来にわたって確保していくことを目的として、改修工事を継続的に実施。</p> <p>②機構が保有する青函トンネルの機能保全のための施設改修について、鉄道防災事業費補助交付要領に基づき、機構が国土交通大臣に対し申請を行い、国土交通大臣が機構に補助金を交付し、事業を実施。 (機構法第12条第1項第6号、第15号)</p>	2,000	合計	1,938	公益財団法人鉄道総合技術研究所	9
			国費			
			自己収入			
			助成勘定より受入※	1,266		
			業務収入	672		
			※助成勘定が受け入れた国費を繰り入れている。 ・鉄道防災事業費補助受入 1,266			
鉄道建設等業務 (鉄道施設貸付・譲渡事業)	<p>①建設した新幹線鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸付を実施。また、建設又は大改良した鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸付け・譲渡を実施。</p> <p>②新幹線鉄道施設を、営業を行う鉄道事業者に貸付け、貸付料を収受。また、その他の鉄道施設又は軌道施設を、当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸付け又は譲渡し、貸付料又は譲渡対価を収受。 (機構法第12条第1項第3号、第6号、第13条、機構法施行令第6条～8条、附則第5条)</p>	416,113	合計	374,666		
			国費			
			自己収入			
			借入金等	188,270		
			業務収入	176,846		
			業務外収入	3,619		
			助成勘定より受入※	202		
			特例勘定より受入	5,728		
			※助成勘定が受け入れた国費を繰り入れている。 ・譲渡線建設費等利子補給金受入 202			
鉄道建設等業務 (受託事業)	<p>①鉄道事業者、地方公共団体等から受託の要請があった場合に、受託工事・調査等を実施。</p> <p>②鉄道事業者、地方公共団体等から受託の要請があった場合に、事業を実施。 (機構法第12条第1項第5号、第3項第2号)</p>	51,034	合計	51,434		
			国費			
			自己収入			
			受託収入	51,434		

事務・事業の構造等(平成25年度)

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額(百万円) (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円)(平成24年度)		
			内訳(名称)	額	法人名	額	
鉄道助成業務 (補助金等交付事業)	①国の一般会計からの補助金等を財源とした鉄道事業者等への補助金交付及び建設勘定への資金繰入を実施。 ②関係法令又は国が定める補助金交付要綱等に基づき、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者等に対し補助金等を交付する。また、建設勘定への整備新幹線整備事業費補助等の繰入を実施。 [関係法令等] ・鉄道軌道整備法 ・踏切道改良促進法 ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・整備新幹線整備事業費補助交付要綱 ・整備新幹線整備事業費補助繰入基準 ・幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領等 (機構法第12条第2項) (機構に関する省令附則第2条第5項第1号)	166,991	合計	185,636	公益財団法人鉄道総合技術研究所	94	
			国費	運営費交付金	219		
				整備新幹線整備事業費補助等	94,199		
自己収入	業務収入	74,606					
	業務外収入	24					
	建設勘定より受入	16,588					
鉄道助成業務 (債権管理業務)	①JR本州3社への既設新幹線譲渡に係る債権の回収及び債務の償還等を実施。 ②新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(譲渡法)及び機構法に基づき、JR本州3社から既設新幹線譲渡に係る債権の回収及び承継債務の償還を実施。 [関係法令等] ・譲渡法 (機構法附則第3条第11項、第11条第3項) (機構に関する省令附則第2条第5項第2号)	470,704	合計	452,049			
			国費				
自己収入	業務収入	452,004					
	業務外収入	45					
特例業務 (国鉄清算業務)	①旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等の支払、その支払に充てるための土地及びJR株式の処分等を行うとともに、JR北海道、四国、九州及び貨物会社の経営自立のための支援措置等を実施。 ②日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(債務等処理法)に基づき、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等の支払、その支払に充てるための土地及びJR株式の処分等を行うとともに、JR北海道、四国、九州及び貨物会社の経営自立のための支援措置等を実施。(機構法附則第11条第2項、債務等処理法第13条、附則第4条及び第5条)	219,430	合計	216,789	社団法人石川県公共福祉登記土地家屋調査士協会	8	
			国費			公益財団法人大阪府文化財センター	14
						社団法人京都公共福祉登記土地家屋調査士協会	3
自己収入	助成勘定より受入	168,902					
	業務外収入	743					
	業務収入	25,144					
	借入金等	22,000					

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額(百万円) (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円)(平成24年度)			
			内訳(名称)	額	法人名	額		
船舶の共有建造業務	<p>①内航海運の安定輸送、環境対策の促進、離島航路の維持・活性化等を図る観点から、資金調達力の極めて弱い内航の海上運送事業者と費用を分担して船舶を共有建造し、当該船舶を当該海上運送事業者の使用・管理させ、共有期間満了時に譲渡を実施。また、共有建造事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは修理等に関する技術的援助を実施。</p> <p>②内航の海上運送事業者と費用を分担して船舶を共有建造し、当該船舶を当該海上運送事業者の使用・管理させ、共有期間満了時に譲渡を実施。また、共有建造事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは修理等に関する技術的援助を実施。 (機構法第12条第1項第7号、第8号)</p>	71,066	合計 70,113					
			国費					
				借入金等	37,300			
				業務収入	32,585			
自己収入	業務外収入	228						
高度船舶技術開発等業務	<p>①造船に関する事業における経営の安定及び技術の高度化のための基盤整備を図ることを目的として、民間が行う高度船舶技術に関する試験研究を支援。</p> <p>②新技術の実用化・普及を促進するため、新技術を初めて船舶に導入するために必要な技術費用や初期故障対応費について助成。(機構法第12条第1項第9号)</p> <p>なお、以下の業務について、1. は「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を受けて平成24年度をもって廃止。また、2. 及び3. は「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」を踏まえて平成20年度から実施せず、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」に基づき、平成22年度をもって業務を終了。</p> <p>1. 研究開発助成 民間事業者が行う高度船舶技術の研究開発費に対して助成。この助成原資は、国が年度ごとに予算措置を行い、機構に対して補助金を交付。 (機構法第12条第1項第9号)</p> <p>2. 利子補給 高度船舶技術の試験研究資金を民間事業者が借り入れるに際してその利子を助成。(機構法第12条第1項第10号)</p> <p>3. 債務保証 高度船舶技術に関する試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造資金を民間事業者が借り入れるに際してその債務を保証。(機構法第12条第1項第11号)</p>	110	合計 10					
			国費	運営費交付金	8			
				自己収入	業務収入	1		
				業務外収入	0			

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額(百万円) (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円)(平成24年度)		
			内訳(名称)	(額)	法人名	額	
内航海運活性化 融資業務	<p>①内航海運組合法に基づき設立された日本内航海運組合総連合会(以下「内航総連」という。)が、船舶の解撤の促進により内航海運の活性化を図ることを目的とした内航海運暫定措置事業(船舶建造事業者から納付金を受け、船舶解撤事業者に交付金を交付する事業)を円滑に実施するため、機構が政府保証を受け民間金融機関から調達した原資により内航総連に貸付を行う融資を実施。</p> <p>②内航海運組合法に基づき内航海運暫定措置事業を行う内航総連に当該事業に必要な資金の一部の貸し付けを実施。 (機構法附則第11条第1項第3号)</p>	107,247	合計		107,151		
			国費				
				借入金等	52,790		
				業務収入	54,360		
自己収入	業務外収入	1					

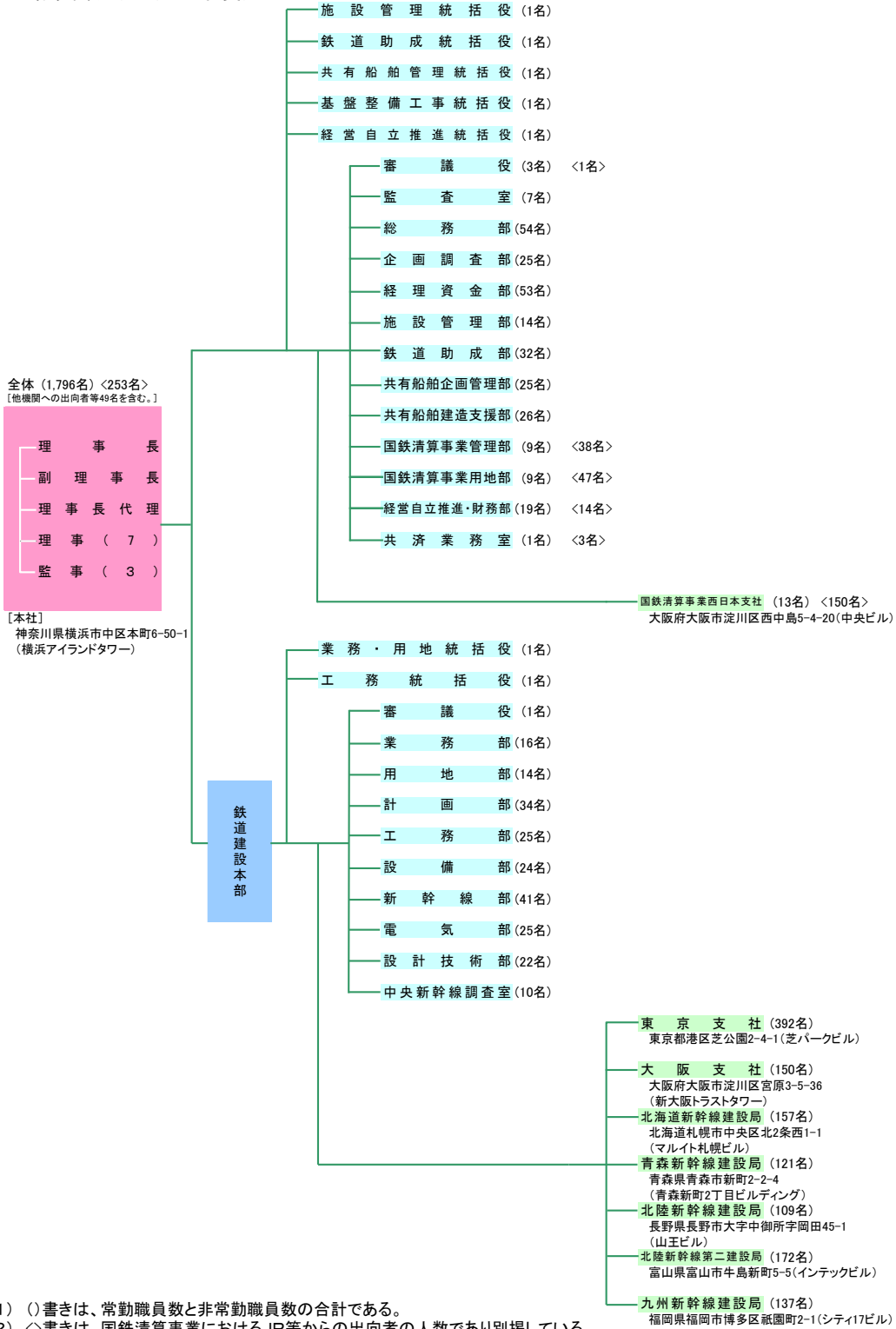
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況(特別会計別内訳)
<平成24年度決算合計>

特別会計	法人合計(百万円)	合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
				該当なし	

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	88	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	88	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

○ 鉄道・運輸機構は、整備新幹線の建設、船舶の共有建造をはじめとした全国交通・運輸分野における整備等の業務を実施している。

○ とりわけ、整備新幹線建設業務（※1）は、建設に当たっては、国費（公共事業関係費）、地方公共団体の負担金等により事業を実施しているところであり、その建設主体には公共性が求められるほか、関係者が多く工期も非常に長い、公的資金を活用した大規模プロジェクトであることから、現地調査の実施、自治体等関係者との協議・調整、用地取得、土木・建築・機械・電気などの個別専門分野における設計・施工などの業務を一貫して実施し、総合的なマネジメントを行える公的主体が必要となる。現在では、全国新幹線鉄道整備法等に基づき、同機構が、全国各地で進められている整備新幹線建設業務を担うことができる唯一の主体となっており、国の政策実施機関として重要な位置を占めている。

なお、整備新幹線スキームにおける国の財源には、公共事業関係費が充てられ、公共事業として建設された施設であることから、公的主体である機構が保有している。

○ 船舶共有建造業務（※2）についても、対象である内航海運事業者のほとんどが資金力に乏しい中小事業者であり、資金を市中の金融機関から調達することは困難であり、また、建造に係る技術支援も必要であることから、機構が船舶を共有する共有建造制度により、環境に優れた船舶など、政策目的に資する船舶を建造している。

○ その他の業務についても同様に、各業務に係る専門的な知識・経験を有する主体は鉄道・運輸機構以外には存在せず、国の政策体系の中において、機構は重要な位置を占めている。

※1 政策目標：「6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」

施策目標：「23 整備新幹線の整備を推進する」

主な成果：東北新幹線（盛岡・八戸）H14.12.1開業

東北新幹線（八戸・新青森）H22.12.4開業

九州新幹線（新八代・鹿児島中央）H16.3.13開業

九州新幹線（博多・新八代）H23.3.12開業

※2 政策目標：「6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」

施策目標：「19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。」

主な成果：共有建造制度発足以来、共有船3,947隻（4,863千総トン）を建造し、内航船に占める建造シェアは43.5%を占める（25年3月現在）。また、環境性能に優れたスーパーエコシップを23隻、先進二酸化炭素低減化船を9隻建造

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

（メリット）

中期目標管理を中心とする現行の独法制度を活用することにより、以下のようなメリットがあると考えられる。

○ 鉄道建設業務は、例えば整備新幹線建設など概ね10年前後の長い期間を要する中長期的なプロジェクトであり、鉄道・運輸機構では、複数のプロジェクトを同時並行して、国土交通大臣の指示等に従い一定の期限までに着実に実施する必要があり、業務の進捗よくについて中期的な目標が定められている。このような業務においては、中期目標管理により、各プロジェクトの進捗状況に応じて中期的な業務量を見通し、工事事務所の移転など限られた人員を効率的かつ柔軟に運用することが可能となる。

さらに、鉄道・運輸機構においては、各プロジェクトの実施現場において、トンネル掘削技術など鉄道建設に必要な技術開発を進めており、それら技術開発の成果を他のプロジェクトにも適用し、コスト縮減等を図っている。このような取り組みの成果は中長期的に発現するものであるため、中期目標という形で国土交通大臣が指示を行っており、上述の効率的かつ柔軟な業務運用のもとで一定の成果を挙げているものと考えている。

○ また、船舶共有建造業務についても、鉄道・運輸機構が負担した船舶の建造資金を、事業者から十数年にわたって船舶使用料として回収しており、当該スキームはそれぞれの共有船舶ごとに長期間継続されるものである。さらに、当該事業に必要な財政融資資金や財投機関債による資金の調達及び償還並びに船舶使用料の回収等についても、中長期の視点をもって戦略的・機動的な対応を行う必要がある。

このため、環境対策、物流の効率化、少子高齢化対策、離島航路の確保等、中長期の国内海運政策の推進手段として当該業務を位置づけ、中期目標という形で国土交通大臣が指示を行い取り組ませているところであり、こうした点では、中期目標管理が一定の成果を挙げているものと考えている。

（デメリット）

特殊法人から独法へ移行した際、引き続き極めて公共性の高い事業を行っているにもかかわらず、独法という形態を理由として、一部の許認可等について「国みなし」規定が認められなくなり、現場業務の円滑な遂行に支障を来している例がある。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	138	鉄道施設総合安全対策事業
国土交通省	139	鉄道防災事業
国土交通省	256	整備新幹線整備事業
国土交通省	257	整備新幹線建設推進高度化等事業
国土交通省	258	新線調査費等
国土交通省	281	都市鉄道利便増進事業
国土交通省	282	都市鉄道整備事業
国土交通省	283	幹線鉄道等活性化事業
国土交通省	284	鉄道駅総合改善事業
国土交通省	286	譲渡線建設費等利子補給
国土交通省	287	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金
国土交通省	429	鉄道技術開発
財務省	17	財政投融资(財政融資資金)の運用に関する経理、財政投融资(産業投資)の運用に関する経理

○法人の業務における民間委託の状況

(単位：百万円)

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
内部管理業務	採用、研修 等	90	㈱リクルートエージェント ㈱インテリジェンス ㈱リクルート 等
庁舎管理業務	清掃・警備業務	16	(有)芙蓉クリーンサービス ㈱東日本アメニテック 直富商事㈱ 等
システム関連業務	機構情報ネットワークシステム管理等業務 等	1,520	キーウェアソリューションズ㈱ 等
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
JR等委託	営業線内で施工する工事等	74,667	東海旅客鉄道㈱ 北海道旅客鉄道㈱ 東日本旅客鉄道㈱ 等
レール等の委託調達	レール等の調達	2,051	西日本旅客鉄道㈱ 東日本旅客鉄道㈱ 等
埋蔵文化財調査	埋蔵文化財発掘等調査	320	(公財)富山県文化振興財団 (公財)北海道埋蔵文化財センター (公財)大阪府文化財センター 等
PCB廃棄物処理業務委託	PCB廃棄物処理	99	日本環境安全事業㈱ 日本貨物鉄道㈱
調査研究等業務	調査、研究 等	8,247	(公財)鉄道総合技術研究所 フリーゲージトレイン技術研究組合 等
現場技術業務委託	現場技術業務	3,551	三造興産㈱ ㈱ウエスコ JR九州コンサルタンツ㈱ 等
貯蔵品等調達	貯蔵品等調達	12,331	㈱荏原製作所 三菱電機㈱ ㈱明電舎 等
工所用機械装置保守	機械装置保守	206	新潟トランス㈱ 三菱重工交通機器エンジニアリング㈱ ㈱ヤマナカ 等
自動車管理業務	自動車管理業務	74	日本道路興運㈱ 大新東㈱
その他	入退出管理業務等	984	㈱エス・ティ・ネット 新潟原動機㈱ ㈱読売エージェンシー 等

No.	88	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	—
② これに対する現時点での考え方	—
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>○ 行政事業型の成果目標達成法人とする。</p> <p>○ 特例業務及び船舶に関する業務には一般の成果目標達成法人のガバナンスを適用し、このうち内航海運活性化融資業務には高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>一般の成果目標達成法人の制度については、法人の内外から業務運営を適正化する仕組みの導入、財政規律の強化、情報公開の充実、など本年6月5日にまとめられた「独立行政法人改革に関する中間取りまとめ」の内容と重複しているところも多いことから、今後の政府内での議論を注視しているところである。</p> <p>但し、内航海運活性化融資業務については、平成24年12月、機構に内航海運活性化融資リスク管理委員会を設置し、同業務におけるガバナンスの強化を図った。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p><政策評価・独立行政法人評価委員会> 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成25年1月21日政委第6号） 第2 組織面の見直し 支社の見直し 国鉄清算事業東日本支社については、平成24年度末をもって廃止するものとし、同支社に係る人員の合理化を進めるものとする。</p> <p>また、国鉄清算事業西日本支社については、①吹田貨物ターミナル駅の新設及び百済貨物駅の改修工事、②梅田駅の更地化及び③残された土地の処分等の業務の進捗状況を踏まえ、同支社に係る人員の合理化を進めるものとする。あわせて、梅田駅（北）地区の土地の処分及びその他の残業務の状況を見極めた上で、同支社の縮小・廃止等の見直しを行うものとするとともに、同西日本支社吹田事務所については、吹田貨物ターミナル駅開業後、残業務の状況を見極めた上で、次期中期目標期間中に廃止するものとする。</p> <p><会計検査院> 該当なし。</p>
② 対応状況	<p>国鉄清算事業東日本支社については、平成24年度末をもって廃止した。</p> <p>国鉄清算事業西日本支社については、第3期中期計画において、業務の進捗状況を踏まえ、人員の合理化を進めることとし、国鉄清算事業西日本支社吹田事務所についても、同計画において、残業務の状況を見極めた上で、中期目標期間中に廃止する旨を定めた。</p>

No.	88	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。〕

これまでも、時々々の政策課題に照らし政策効果を最大化させる観点から、評価委員会を活用しつつ各事業の必要性の検証や実施体制の効率化に取り組んできたところ、引き続き不断の見直しを行っていく考え。

No.	88	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—